

埼玉県立高等技術専門校規則の一部改正

資料 4

現状・課題

- ・学卒者人口の減少による影響等で、高等技術専門校への応募が低調で定員に達しない訓練科がある。
- ・入校者の確保に向けて、年齢など入校要件の存在が課題との声がある。

改正の目的

人口減少・超少子高齢社会を迎え、若年人口が減少する一方で職業人生が長期化する中、幅広い年代の多様な人のキャリアチェンジやリスキリングを支援し、活躍を促すことが求められている。

現在、高等技術専門校の訓練科の中には年齢制限や求職者に限定する入校要件があるが、要件を廃止して入校対象者を拡大することで定員充足率を向上させ、ものづくり人材の確保・育成機会の拡大を図る。

改正内容

規則別表第一（第二条関係）で定める2年コース及び短期コースの訓練対象者の要件を改正する。

コース			現 行	改 正 後	備 考
別 表 第 一	一	2年コース	おおむね30歳までの求職者	求職者等(求職者並びに求職者以外の者であって職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得しようとする者をいう。)	※求職者限定及び年齢の要件を廃止
	二	1年コース	求職者等	求職者等	※改正なし
	三	短期コース	求職者	求職者等	※求職者限定の要件を廃止

期待される効果

- ◆若年層だけでなく中高年層やシニア層も学び直しやリスキリングの機会を得られる。
- ◆従業員（新入社員など）の訓練に活用でき、人材育成に苦慮している県内企業を支援できる。
- ◆幅広い層から技能人材を育成でき、県内企業の人材不足解消に寄与できる。

施行期日

令和8年2月13日（令和8年度入校生の追加募集から適用）